平成２６年（再イ）第６号

山口県下関市大字吉見下270番地

再生債務者　福原　孝生

1　決議に付する再生計画案　平成26年11月６日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月28日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月28日まで

平成26年11月７日

山口地方裁判所下関支部再生係

平成２６年（再イ）第１号

徳島県阿南市中大野町南傍示28番地１

再生債務者　髙橋　健吾

1　決議に付する再生計画案　平成26年11月４日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月28日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年12月５日まで

平成26年11月７日　徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（再イ）第１０号

山口県宇部市松山町１丁目１番11号　ウベマンション303号

再生債務者　志馬公二郎

1　決議に付する再生計画案　平成26年10月31日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年12月４日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年12月４日まで

平成26年11月６日　山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（再イ）第１１号

鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目42番57―23号

再生債務者　塚本　裕也

1　決議に付する再生計画案　平成26年９月３日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年12月５日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年12月５日まで

平成26年11月７日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第２号

岩手県北上市黒岩20地割35番地57

再生債務者　伊藤　公彦

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成26年11月７日　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（再イ）第３４号

大阪府岸和田市下野町４丁目６番16―105号

再生債務者　魚本　茂克

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成26年11月７日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第７号

大阪府泉佐野市長滝2117番地の３

再生債務者　森　　真弓

1　決定年月日時　平成26年10月31日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年11月28日まで

4　一般異議申述期間　平成26年12月５日から平成26年12月19日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１１号

横浜市港北区綱島西２丁目23番32号　秀竹ハイツ202

再生債務者　岩崎　達也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年11月６日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（再ロ）第３号

愛知県岡崎市宇頭北町２丁目８番地３

再生債務者　村鳥　道夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年11月６日

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２６年（再ロ）第４号

愛知県安城市今池町３丁目７番35号

再生債務者　小川　久美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年11月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年11月６日

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２６年（再ロ）第１号

鳥取県倉吉市山根454番地３イーストア倉吉壱号館401号室

再生債務者　瀬尾　　誠

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年10月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年11月７日　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（再ロ）第５号

札幌市東区中沼西３条１丁目２番３号

再生債務者　中野　一弘

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年11月７日

札幌地方裁判所民事第４部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月十日

掲載頁　五十九頁（号外第八十一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月十日

掲載頁　六十頁（号外第八十一号）

平成二十六年十一月十七日

茨城県つくば市高野台二丁目三番六

（甲）株式会社桧家住宅関東

代表取締役　渡沼　徹也

栃木県栃木市新井町四三三三番地

（乙）株式会社桧家住宅北関東

代表取締役　渡沼　徹也

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月十日

掲載頁　五十九頁（号外第八十一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月十日

掲載頁　六十頁（号外第八十一号）

平成二十六年十一月十七日

千葉県柏市柏三七七番地三

（甲）株式会社桧家住宅南関東

代表取締役　伊藤　正信

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目三〇番一号

（乙）株式会社桧家住宅三栄

代表取締役　伊藤　正信

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月十日

掲載頁　五十九頁（号外第八十一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月十日

掲載頁　六十頁（号外第八十一号）

平成二十六年十一月十七日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号

（甲）株式会社桧家不動産

代表取締役　宗像　　傳

東京都新宿区西新宿三丁目二番七号

（乙）株式会社桧家ランデックス

代表取締役　日置　文彦